

天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第23号

天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則の一部
を改正する規則

天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則（平成25年3月天理市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第4号中「、運搬及び処分」を「及び運搬」に改める。

第12条第3号、第21条第2項、第22条第1項及び第26条第16号中「市の」を「市長の指定する」に改める。

様式第9号中「環境クリーンセンター用」を「天理市清掃管理事務所用」に改める。

附 則

この規則は、令和7年5月1日から施行する。